

平成25年9月6日9月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（25名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	15番 杉原 利明	16番 亀井 源吉
17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎	19番 大森 俊和
20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠	22番 小田 伸次
23番 林 千祐	24番 久保井 昭則	25番 助木 達夫
26番 沖原 賢治		

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 岡田 美津子
------------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 福永 清三
地域振興部長 藤井 啓介	産業部長 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 部谷 義登	市民病院部長 事務部長 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美好 宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 伊川 文雄
代表監査委員 田邊 宣昭	

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗 克文	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更
第 2		会期の決定 (25日間)
第 3		議会運営委員の一部変更
第 4	報告第15号 報告第16号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
第 5	議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号	三次の酒で乾杯を推進する条例 (案) (総務委付託) 三次市交通観光センター設置及び管理条例 (案) (総務委付託) 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例 (案) (総務委付託)
第 6	議案第71号 議案第72号 議案第73号 議案第74号	個別外部監査契約に基づく監査によることについて (総務委付託) 個別外部監査契約の締結について (総務委付託) 指定管理者の指定について (総務委付託) 過疎地域自立促進計画の変更について (総務委付託)
第 7	議案第75号 議案第76号 議案第77号	平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託) 平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託) 平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託)

日程番号	議案番号	件名
第 7	議案第78号	平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第79号	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第80号	平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第81号	平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第82号	平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第83号	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第84号	平成24年度三次市病院事業会計決算認定について（予算決算委付託）
	議案第85号	平成24年度三次市水道事業会計決算認定について（予算決算委付託）
第 8	議案第86号	平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）（予算決算委付託）
	議案第87号	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第88号	平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第89号	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第90号	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第91号	平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
第 9	請願第1号	消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について（総務委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 9	陳情第3号	T P P 交渉からの撤退を求める意見書の提出について（総務委付託）
第 10		市長から決算に関する総括説明
第 11		監査委員から決算審査総体説明

平成25年9月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年9月6日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更	30
第 2		会期の決定（日間）	30
第 3		議会運営委員の一部変更	31
第 4	報 15	専決処分の報告について（訴えの提起について）	31
	報 16	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	31
第 5	議 65	三次の酒で乾杯を推進する条例（案）	32
	議 66	三次市交通観光センター設置及び管理条例（案）	32
	議 67	三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）	32
	議 68	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	32
	議 69	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）	32
	議 70	地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	32
第 6	議 71	個別外部監査契約に基づく監査によることについて	41
	議 72	個別外部監査契約の締結について	41
	議 73	指定管理者の指定について	41
	議 74	過疎地域自立促進計画の変更について	41
第 7	議 75	平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について	46
	議 76	平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	46
	議 77	平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	46

日程番号	議案番号	件名
第 7	議 78	平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………46
	議 79	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………46
	議 80	平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……………46
	議 81	平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………46
	議 82	平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について……………46
	議 83	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………46
	議 84	平成24年度三次市病院事業会計決算認定について……………46
	議 85	平成24年度三次市水道事業会計決算認定について……………46
第 8	議 86	平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）……………51
	議 87	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）……………51
	議 88	平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………51
	議 89	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）……………51
	議 90	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）……………51
	議 91	平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）……………51
第 9	請 1	消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について……………54
	陳 3	T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出について……………54
第 10		市長から決算に関する総括説明……………54
第 11		監査委員から決算審査総体説明……………58

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日から平成25年9月定例会を行います。

開会に当たりまして、このたびの災害につきまして、市議会からお見舞いを申し上げます。

先般の大雨により、市内各所において災害が発生をしております。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害発生以来、その対応に御尽力をいただきました関係各位に敬意と感謝を申し上げます。と同時に、引き続き一日も早い復旧に御努力いただきますようお願いを申し上げるところでございます。

市議会といたしましても、市民の皆さんの安心・安全な生活の確保に向けて今後とも議会活動を行ってまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25名であります。

これより平成25年9月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、吉岡議員及び須山議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

本日の会議の欠席者として、岡田議員から一身上の都合により欠席する旨届けがありましたので、報告をさせていただきます。

ここで増田市長から発言をしたい旨申し出がありましたので、この際これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本日は、9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中ではございますが、御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、ここで今回の大雨に伴います災害状況について若干報告をさせていただきますと思います。

あわせて、先ほど議長からございましたように、被災された皆さん方には心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、報告のほうへ移らせていただきます。

9月3日から4日にかけて西日本に停滞した前線等の影響により、本市においては、平成22年7月以来3年ぶりに大雨に見舞われました。

大雨警報が発令された3日午後より市内における警戒態勢を開始し、4日8時35分には三次市災害対策本部を設置、万全を期すとともに、国、県、警察署、消防団、消防署及び白衛隊などの関係機関との連携のもと、被災状況の情報収集及び災害対応等を行ってまいりました。関係機関及び関係者の皆さん方の御協力によりまして、まずは人身にかかわるような甚大な被害を招くことがなかったことに対しまして深くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

さて、今回の被害状況につきましては現在取りまとめ中でございますが、昨日現在、住宅被害につきましては、床下浸水が2件、住宅裏の崩壊により自主避難された方が1世帯1名、道路のり面や農地の崩壊が16件、その他倒木・落石等被害が17件、雨量の増加等による道路の通行どめ12件の報告がされています。また、市内小学校9校、中学校7校におきまして、安全対策のため臨時休校を実施しております。

なお、加えて三次河川国道事務所からの災害情報を申し上げますと、御承知いただきますように、松江自動車道の口和インターチェンジランプ部においてのり面崩壊が発生したため、9月5日1時40分より口和インターチェンジが通行どめがなされております。復旧には現在全力を挙げておられるものの、現時点での見通しは立っておらないということで報告を受けております。

また、私自身、昨日主要な災害現場を視察し、被災状況を確認をいたしましたところでございます。一日も早い復旧を願う気持ちを改めて強くし、復旧に当たりましては早急に対応させていただきますと考えております。

市といたしましても、担当部局より引き続き被害状況の収集に努めてまいります。市民の皆様方におかれましても、家屋、農地等を含めまして被害状況の報告を担当部局のほうへお寄せいただき、被害状況の調査に当たりたいと存じております。

今議会におきましては、今回の災害に加え、6月の災害の一部及び8月の災害復旧に対する予算措置として補正予算の追加を提案させていただきたいと存じておりますので、何とぞ議員各位の皆さんの御理解を賜りますようお願いを申しまして、私からの開会の冒頭に当たりますの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議席の一部変更

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

議員の所属会派の異動に伴い、議席の一部を変更する必要があります。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、配付いたしております議席表のとおり変更したいと思っております。

お諮りいたします。

お示しの議席表のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よってお示しの議席の表のとおり議席の一部を変更することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの25日間としたいと思います。これに御異議ご



ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって会期は25日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議会運営委員の一部変更

○議長(沖原賢治君) 日程第3、議会運営委員の一部変更を議題といたします。

議員の所属会派の異動に伴い、議会運営委員の一部を変更する必要があります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、亀井議員にかわり山村議員を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって亀井議員にかわり山村議員を委員に選任することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第15号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

#### 報告第16号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、報告第15号及び第16号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第15号及び報告第16号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第15号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなったため、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第16号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成25年6月16日に、三次市三次町381番地5、寺戸第二定住促進住宅2号棟で発生した水損事故について、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分で、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第65号 三次の酒で乾杯を推進する条例(案)

議案第66号 三次市交通観光センター設置及び管理条例(案)

議案第67号 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)

議案第68号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第69号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)

議案第70号 地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第65号から議案第70号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第65号から議案第70号までの議案6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第65号三次の酒で乾杯を推進する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次の酒による乾杯の習慣を広めることにより、酒造業、その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図るため、三次の酒で乾杯を推進する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、市及び事業者の役割、市民の協力に関する規定を定めようとするものであります。

次に、議案第66号三次市交通観光センター設置及び管理条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、公共交通機関の利用者、観光客等の利便性の向上並びに観光及び交流情報の受発信を図ることなどを目的として三次市交通観光センターを設置するため、三次市交通観光センター設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、事業内容等について定めようとするものであります。

次に、議案第67号三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、広島法務局による山耕地番重複の解消作業に伴い、関係条例である三次市ジミー・

カーターシビックセンター設置及び管理条例ほか8条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、平成25年度実施区域の甲奴町の山林部に所在する公共施設等の所在地番を変更後の登記地番に合わせる改正のほか、文言の整理等を行おうとするものであります。

次に、議案第68号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、長沢地区構造改善センターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、長沢地区構造改善センターの名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第69号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、本市への工場等の立地を一層促進するため、工場等の設置奨励措置の充実を図るため、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、設備等取得奨励金の新設、土地取得奨励金及び水道助成金に係る奨励事業者の指定基準の拡大等について定めようとするものであります。

最後に、議案第70号地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の公布によって関係政省令が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市税条例ほか18条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例については、個人市民税の年金からの特別徴収における税額算定方法の見直し等に係る規定の整備、上場株式等の譲渡所得等金融所得に係る課税の改正に伴う規定の整備等であります。

また、三次市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例ほか16条例については、地方税の延滞金等の割合の見直しにあわせた税外収入に係る手数料及び延滞金の割合の改正のほか文言の整理等を行おうとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第66号と第70号について御質問いたします。

最初に、議案第66号三次市交通観光センター設置及び管理条例について3点ほどお伺いします。

この条例中、第5条の表中の休業日がブランクになっております。この休業日がブランクになっておるということは、休業日はないという解釈でよろしいのかどうか。

2点目に、指定管理の方法についてお伺いします。

指定管理者の指定につきましては、三次市交通観光センターとして指定をし、センター内に予定されております観光案内所、交通案内所、売店、飲食コーナー等につきましては、指定管理者とおのおのとの契約についてなされようとしておるのかお伺いをします。

3点目に、昨年12月に三次バスセンター機能の移転について備北交通と合意に至ったという情報をいただきました。

その内容につきましては、現三次バスセンター機能を三次市交通観光センターに移転をし、現三次バスセンターや三次駅前に停車しておる路線バス及び高速バス全てを今回のこの交通観光センターに乗り入れるという内容でございました。最終形態として、現三次バスセンターとこのたびの交通観光センターの2カ所にそれぞれ路線バス、高速バスが乗り入れをすることになるのか。

以上、3点お伺いします。

続いて、議案第70号地方税法の一部改正による云々の条例でございますが、この条例の中の第18条と第19条について、この2つの条項につきましては、他の条項と違って、延滞金の年利率が違っております。他の条例は、税外収入のところは14.6%ないし7.3%となっておりますけれども、この公共下水道事業に関連するこの2つの条例、すなわち18条と19条は14.5%と7.25%になっております。なぜその利率が他の条例と違うのかお伺いをしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 議案第66号に関して3点御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、休業日がblankとなっておりますのは、議員御指摘のとおり、休業日がなく、いわゆる無休ということを示すものでございますけれども、この第5条の第2項に、利用時間または休業日を変更することができるという規定を設けておりますので、具体的にはその規定の中で、観光案内所でありますとか、あるいは交通の案内所っていうのは当然365日というようなこともあるかもしれませんが、具体的にはその中で関係者と協議をしながら決定をしてまいりたいと考えております。

それから、指定管理の方法ということでございますが、指定管理者を想定しております。その指定管理者とそれぞれの、そこに入っていただく団体でありましたり、業者さんが入られるかもしれませんが、との契約というふうに考えております。

それから、現三次バスセンター機能につきましては、最終形態といたしましては、新しく整備をするこの三次駅前のこの交通観光センターのバス停の部分に統合をするということを予定をしております。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 坂本水道局長。

○水道局長(坂本高宏君) 下水道関係の件については、都市計画法及び道路法等に係る条例

については年14.5というパーセントになっておりまして、それについてだけ特別ということでございます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 指定管理の件につきまして御答弁いただきましたけども、いわゆる指定管理者と、そこに入っていただく業者なり、あるいは個人とそれぞれまた契約をされるということですけども、第9条関係の別表に記載してありますこの月額で指定管理者とおのおのの業者がそれぞれ交渉をされるという、この金額で入っていただくという解釈でよろしいのかどうか。

それから、現在の三次バスセンターをこの新しい交通観光センターに統合するという御答弁でしたけども、現在の三次バスセンターの中にある、隣接しております駐車場がございすけども、いつもここは満杯状態であると思います。駅前に統合するとなると、この駐車場の確保が極めて困難であるのと、また市民に対するサービス面でふぐあいが出るのではないかという懸念をしますが、その辺についてのお考えをもう一度確認させてください。

それから、延滞金の年利率の関係でございすが、下水道関係は14.5と7.25ということで決まっておるということなんですが、今回の提案の第23条三次市医療技術職員の就学資金の貸し付けの条例に対する延滞金については、現在の14.5%を市税外収入金の督促及び延滞処分に関する条例に合わせるとなっております。したがって、これは14.5から14.6に戻すということと理解をするんですけども、なぜ下水道関係だけ違うのか、もう一度その根拠について御説明をお願いします。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) まず、第9条の別表のいわゆる利用料の関係でございすが、こちらにつきましては、第10条に利用料金の減免規定を設けておりますので、利用料金を減免することが可能ではありますが、基本的にはこちらに、別表に記載をいたしましたこの月額利用料金で入っていただくという考え方でございす。

それから、駅前の駐車場につきましては、現在駅前に新たに駐車場、現在もありますが、新たにも当然駐車場整備をいたしますし、今の三次バスセンターにも駐車場2カ所ございす。ですので、今の三次バスセンターの駐車場から駅前、少し離れてはおりますが、非常に不便であるというふうには考えてはおりませんし、もう一つは、三次駅前から各所に行っていただくのに、路線バスも三次駅前に集中をしているというようなこともございすし、JR線もございすので、できるだけ公共交通機関も使っていただきたいというふうにございす。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 坂本水道局長。

○水道局長(坂本高宏君) 先ほどの下水道絡みの延滞金の件ですけども、これについては、都市計画法及び道路法によって縛られるということでございすので、こういうパーセントになっ

ております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「奨学金の部分。23条」と呼ぶ者あり）

（市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 山本市民病院部事務部長。

○市民病院部事務部長（山本直樹君） 第23条関係、医療技術職員の就学資金貸し付けの条例におきましては、現在の年14.5%を14.6%に改めるということで、私どもの病院の関係では、他の法令に縛りがかかりませんので、地方税法の改正に伴って改正するものでございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○9番（宍戸 稔君） 議案第65号三次の酒で乾杯を推進する条例という条例案について質問させていただきますが、これは機運を高めるということでの条例ということはわかるわけなんですけども、効果というのを見込まれておるところはあるのかどうかと。現在、三次の酒というのが非常に低迷しとるという中において、その試飲の促進を図って効果を上げるんだというところの見込みがあれば、数字的なものを含めて、現在よりもどのぐらいの効果があるというようなところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上でございます。

（地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井地域振興部長。

○地域振興部長（藤井啓介君） 議案第65号三次の酒で乾杯を推進する条例（案）でございますが、こちらについては、第1条の目的にございますように、この三次で酒造業、そしてその原材料である米であったり、あるいはブドウであったりいたしますけども、そういったものを発展をさせていこう、そしてそれを通じてこの三次の郷土愛を醸成をしていこうという目的で提案させていただいているところでございます。

まず、そういった意味で、三次市民含めてみんなでしっかりと三次のそういった酒造業ではありますが、産業を応援をしていこうという趣旨でございますので、具体的にこの条例が可決をされましたら数字としてこういう効果があるというところまでは算定はしておりません。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○9番（宍戸 稔君） せっかくなんで、こういう条例をつくられて郷土愛を高めるというだけではなしに、やはり三次の酒、日本酒を含め、ワイン、それから焼酎、それをどんどん飲んでいただくという効果のある程度見込んで促進を図るとというのがやはりこの条例をつくる意味においてよろしいのではなからうかなというふうに思うわけです。

見込みはないということなんですけども、この周知と、その酒を飲む場において勘定される方がこうこうだからというように一々言って促進するのか、この推進の方法について

てお聞かせ願いたいというふうに思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 条例案の第3条から第5条にかけて、市の役割、そして事業者の役割、そして市民の協力という条項を設けさせていただいております。それぞれがそれぞれの役割を持ちながら、例えば市の役割としては、その普及促進に積極的に取り組むよう努めるものとするということでございますので、当然そのいわゆるPRといいますか広報、市の広報でありますとかホームページを使つての市民への皆さん、あるいは市外の皆さんへの呼びかけということを行つてまいりたいと思つておりますし、事業者の役割としては、主体的に取り組んでいただくということをお願いをさせていただきたいと思つておりますし、市民の皆さんには、協力ということで、各種のそういった場がありましたら、ぜひとも三次の酒によって乾杯をしていただきたいということ、それぞれ市は市として、事業者は事業者として呼びかけ、呼びかけといつても個々にということにはならないかもしれませんが、そういった手段で呼びかけをさせていただきたいと思つております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) 議案第66号の交通観光センター設置及び管理条例(案)についてお伺いしたいと思うんですけれども、別表の交通案内所、月額6万5,000円というふうにございます。バスセンター機能をこちらへ移転するというお話はもう随分前から伺つてのわけなんですけれども、とすれば、現在バスセンターを運営されていらっしゃる備北交通さんがこちらで交通案内所のところに入られるというふうに私は考えるわけです、そうなるんだろうと。今現在は、自社、自分の土地でバスセンター、あそこで営業されていらっしゃるんですけども、こちらに入られる場合、月額6万5,000円かかるということはメリットがないということになりますので、要はこの三次市交通観光センターを備北交通さんへ指定管理に発注されるというお考えでよろしいのかどうかをお伺いいたします。

その際の指定管理料というのはこちらから幾らか出すのか、あちらからもらうのか、その考えをお伺いしたいと思います。

計算して、それなりの家賃収入等も見込まれるような状況となっておりますので、三次市の現在のお考えをお伺いしたいのが1つ。

もう一点、ハード的な面での状況というのはこの条例案の中で見てとれるわけなんですけれども、ソフト的な面、今後どのようにこの観光情報を発信したり、交通情報を発信したりとすることによって、この三次市の魅力を高めたり、三次市に来られる方、市内在住の方に対する、これが完成することによってどのような総合的な政策でそういった満足度等高めたいか、それが完成することによってどのような総合的な政策でそういった満足度等高めたいか、そちらのほうをお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 藤井地域振興部長。

○地域振興部長（藤井啓介君） 指定管理者の選考につきましては、今後この議案を御可決をいただきましたらその作業に入っていくわけですが、そもそも議員御指摘のように、昨年の12月に備北交通株式会社と今の三次バスセンターの機能移転について合意をしたという経過がございます。そういった経過を踏まえながら、三次市の指定管理者選考委員会において審査を行った上で、いわゆる指定管理者の議案を御提案をさせていただく、そういう経過を踏まえながら審査も行っていくことになるというふうに考えております。

そして、ソフト的なこれからの取り組みでございますが、この交通観光センターには三次市の観光協会の入居も想定をしております、当然そこには具体的に人がいるという、その人と人とのかかわりといいますか、ホームページ等での情報はもちろん受発信もするわけですが、現にそこでさまざまな三次市の情報を来られましたお客様にお伝えをするということ、あるいは施設的には2階のスペースにさまざまなことに使えるスペースを想定をしておりますので、さまざまな団体等にしっかり活用をいただきまして、三次市の宣伝でありますとか、あるいはそのにぎわいを創出をしていただく、具体的にこういうことをやっということは今想定はしておりませんが、そういった想定の中で施設整備もさせていただいておることなので、そういった取り組みを今後具体的にしていくというふうに考えております。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） まず、一括して交通観光センターを指定管理に出されて、その中で家賃を払ってこの指定管理者と観光案内所に入られる業者さんなり法人が契約されるという中で、三次市が積極的にその中身等について関与していけるような関係性というのをしっかり構築していただきたいというのが1つ。市との直接の契約ではもうなくなるような状況でございます。

それから、結局来ていただくんじゃなくて、来ざるを得なくなるというか、こちらの施設に来たいというふうに思わせるような施策というのもしっかり考えていただきたいと思うわけですが、以前私は部長のほうに提案させていただいておりますけれども、アプリの開発や、そういったICTを利用したような戦略というのも早急に構築していただきたいというふうに思いますけれども、そちらのほうのお考えについてお伺いいたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 第1点目の三次市とのかかわり合い、当然かかわり合いを持つべきものだと思っておりますから、指定管理をして丸投げという考えでなしに、これから先の三次の観光交流に係る戦略の拠点の一つであるという位置づけの中で、当然三次市行政としても考え方を打ち出しながら、来るべき指定管理の提案をさせていただきますが、その指定管理者との協議をさせていただくということは当然だと思っております。

また、ここを情報発信施設という位置づけにしておりますから、今日の、今の展開されてお



るさまざまなことを総合的に検討して、今おっしゃったことも含めて、できるだけこの中で、人の配置のみならず、最先端の中での情報発信をしていくべきであろうと思っておりますから、そこらへんはこれから具体的に我々も煮詰めていきますから、同時に議会のほうへも御提示を申し上げて、また議会は議会なりにまた提案をしていただいて、よりよい情報発信施設として、あるいは三次市の交通センターの拠点としての役割が発揮できるように皆さんの協力もいただきたいと思っております。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 観光でありますとか交流に関する、いわゆるICTの活用につきましては、現在御承知いただいておりますように、SNSも一部導入をしながら情報の発信に努めておりますけれども、当然そういった形態だけではなく、さまざまな形態も考え出されているということでございますので、研究は続けてまいりたいと思っておりますが、現時点では、これフェイスブックで申し上げますと、先週の一週間の中でそのフェイスブックを見ていただいた方が3,309ということですが、これが、1週間に3,309が多い少ないというのは、これが多いうふうにはちょっと申せませんので、もっともっと見ていただく方がふえるようなその情報の出し方ということもやっていきたいと思っておりますし、今の観光のホームページも、細部で申し上げるともっともっと質を高めていく必要もあるというふうにも思っておりますので、そちらのほうに今力を注いでいるところですので、研究はしながらも、今はそのもっと多くの方に今の手段をしっかりと見ていただいたり、あるいはその中で情報をいただいたりというふうなことに取り組みを強化をしていきたいと考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(22番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○22番(小田伸次君) 私も、ちょっと議案第66号について少しばかり質問させてください。

この別表で示されておりますこの月額家賃の算定方法なんですけれども、このどれをどういうことで、基準でこの金額を決められたのだろうかということ。

そして、5条にあります2階部門の営業時間等でございますが、これは次の2項のところ、市長の了承を得て時間の変更とか休業日を変更することができるというふうになっておりますけれども、飲食コーナー、8時から22時までというふうに記されておりますが、これは8時から22時まで営業してほしいということで書かれておるんだろうとは思いますが、業種として、8時から22時まで、例えば最初の案で書かれておりますけど、喫茶店というような形であると、なかなかこれはいたし方難しいではないかというふうにも考えますし、この条例を見たところ、アルコールの提供はいけないというふうなことは書かれとらんで、そういったところも考えておられるのかなというふうには思いますけども、その辺の、ここに入られるときの条件として8時から22時まで営業してほしいというのが一応入ってしまうのかということちょっと確認をさせていただきたいというのと。

もう一つ、多目的とギャラリースペースでございますが、隣のところに十日市コミュニティセンターというのがございまして、これと同じような施設を有しておりますが、その辺のところとの考え方をお伺いしたい。

それと、今後ですけども、これを設置するときにこういうことを言っただけではいかげんなものかとは思いますが、今後この2階の利用のほうに関して、今現在は飲食コーナーと多目的スペース、ギャラリーというふうになっておりますが、今後、今からの利用状況であるとかというものを考えて、市長のほうで今後利用のスペースを変更するというのも可能なかどうかということをお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 第9条の別表にございますそれぞれの利用料金でございますが、こちらについては、いわゆる建物の複製に必要な、要するに再建設に必要なものをベースにして算定しております。と同時に、近隣のいわゆる家賃ということとのバランスも見ておりますので、近隣の家賃と、もうさほどスペースの広さ等でいうと変わらない状況になっているところでございます。

それから、2階の飲食コーナーの利用時間でございますが、この案で申し上げますと8時から22時ということで、そういった中でやっていただきたいという思いはもちろん持っておりますけれども、具体的に、おっしゃるようなさまざまな業態ということもございますので、そこについては、実際指定管理者、そして市も含めてということになるかもしれませんけれども、実際に入っていただく事業者さんとの間での話し合いということになるかというふうに思っております。

それと、2階の他の多目的スペースでありますとかギャラリーでありますとかといったスペースの利用ですけども、こちらについては、3条にこの交通観光センターの目的を達成するための事業を上げておりますが、その中の地元製品の展示でありますとか、あるいはその都市間の交流であるとか地域資源の発掘の促進であるといったその目的に沿った形で御利用をいただけるように、そこを中心にさまざまな取り組みをしてみたいと考えております。

2階のスペースのいわゆる変更というのは、建物がそういう形ですので、即座に変更というようなことにはなりませんけれども、ですから実際に使っていただく中で、使い方を工夫をしながらということをお願いをさせていただくということになるかと思っております。

(22番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○22番(小田伸次君) できてない前からそういうことを言うべきじゃないとは思ってはおりますが、そういう考え方を聞いたかったということと、家賃とかこの利用に関しては、かなり柔軟に考えて私は指定管理者の方と対応していただきたいと。こう言っただけですけども、今の現在、駅の前利用者の利用状況、利用人数、ましてや駐車場も完備されていないという状況の中で、この近隣の確かに家賃との均衡というところ辺のところもいろいろあるかと思いま

すが、オープンしても入っていないという状況だけは避けていただきたいというふうに思います。これをつくるときに、にぎわいを創出するという目的でつくっていますので、ぜひともその辺のところは柔軟に対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望ですんで、よろしく。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第65号及び議案第66号、議案第70号を付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第67号を付託いたします。

産業建設常任委員会に議案第68号及び議案第69号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第71号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第72号 個別外部監査契約の締結について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第71号から議案第74号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第71号から議案第74号までの議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第71号個別外部監査契約に基づく監査によることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市が出資しているものの監査について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を行うため、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第72号個別外部監査契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、木村構臣氏と350万円を上限とする金額で個別外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第73号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市宇賀交流拠点施設の指定管理者を指定することについて、甲奴町振興協議会連合会をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第74号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に新たに市道下川立子ノ木線（石見堂橋）整備事業ほか市道18路線に係る橋梁の整備事業を加え、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第72号について2点ほどお伺いします。

契約の相手方をこのたび木村構臣氏に選定されておりますけれども、この選定の経緯について伺いたいのと、昨年度と同じくこの外部監査については、公認会計士の稲田正司氏を選定をされました。それによって三次ケーブルビジョンの外部監査を行っていただきましたけれども、今回はこの稲田氏とはそういう契約についての交渉をされたのかどうか。

以上、2点お願いします。

（監査事務局長 伊川文雄君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 伊川監査事務局長。

○監査事務局長（伊川文雄君） それでは、相手方の選定の経緯につきまして、まず御説明をさせていただきますと思います。

外部監査契約を締結できる者といたしましては、地方自治法第252条の28では次のように規定をされております。普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に關しすぐれた識見を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。弁護士、公認会計士、国の行政機関等において会計検査に關する行政事務に従事した者、税理士等でございます。

このたび本市では、株式会社広島三次ワイナリーの出納その他の事務の執行で当該収支に係るものについて個別具体的に監査をしてもらおうとしておりますので、公認会計士に監査していただくのが適切であると判断をしております。

また、市内の方より市外の方のほうがさまざまな関係性も薄くていいのではないかとの判断から、昨年度に引き続きまして日本公認会計士協会中国会のほうへ候補者の推薦依頼を行いまして、今回の木村構臣氏の推薦をいただいたところでございます、そういうことで契約の相手方は木村構臣氏になっております。

それから、昨年度個別外部監査をしていただきました稲田正司氏と交渉をされたかということでございますが、それについてはいたしておりません。

以上でございます。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 経過については理解をいたしましたけども、本市が出資する団体の外部監査を昨年度、それから今年度実施されますけども、これからも恐らく予定されるのだろうと想定をするんですけども、同じ監査人で、同じ目線で同じ方針で監査をしていただいたほうが、我々議会としてもよく理解できますし、市としてもその指摘事項についてより理解ができるんじゃないかと思うんですけども、その辺についての考えは全くなかったのかどうか、はなから昨年度していただいた稲田公認会計士には接触も持たれておらないという答弁でございましたけども、できるものなら同じ稲田公認会計士に引き続き頼まれたほうが、同じレベルで我々も把握できるんじゃないかと思えますけども、その辺についての考え方、また今後についても、同じ人でなくて、公認会計士の協会にお願いをして、そこで紹介をしてもらおうと、そういう手法をとられるかどうか、あわせてお答えください。

（総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 元廣総務部長。

○総務部長（元廣 修君） 監査人の選考につきましては、やはり昨年と同様に、公認会計士の中国会のほうへお願いしていくという考え方で当初からスタートさせていただいております。やはりこういった監査、公平・公正な監査ということにつきましては、そういった団体を通してお願いしていくということで、特定の方に継続していくという考え方よりは、よりそういった幅広く協会のほうから手を挙げられた方の中から推薦をいただくというほうがよろしいんじゃないかという考え方でおりますので、そのように実施をいたしております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第72号に関してであります。この監査の期間、昨年の場合、ちょっとぎりぎりだったんで、監査の報告を議会へいただいて、検討して議会が云々するという期間が少なかったと思うんです。その期間をどの程度見られとるのか。議会への報告を十分できる期間を設定をしてほしいと思いますが、そのあたりはどういうふうに今回考えられとるのかお尋ねをしたいと思います。

（監査事務局長 伊川文雄君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 伊川監査事務局長。

○監査事務局長（伊川文雄君） 失礼します。監査期間でございますが、予定では11月1日から1月31日までということにさせてもらっております。若干この予定が延びる可能性もなきにしもあらずでございますが、一応1月31日までということでございます。

議会への報告については、この結果が出る1月31日から余り間があかないときにさせていただくということになるかと思えます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 十分、監査の報告については、やはり報告なり中身の確認ができるよう

な期間設定や依頼の仕方をすべきだと思いますので、そのあたり、考えられんかどうなのか。問題がなければいいんですが、問題があった場合、やはり議会もしっかりと議論をせにゃいけないので、そのあたりを考えられんかどうなのかお尋ねをしたいと。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 監査の報告の時期は先ほど申し上げたような時期になっておりますけども、今回の場合は、広島三次ワイナリーという、そういった秋の段階で業務が集中しているということもございまして、やはりそこらあたりは少し配慮をさせていただいたということで少し時期がずれておりますけども、やはり報告は速やかにさせていただきまして、十分な議論、御意見もいただく中で監査の効果を上げていきたいというふうに考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) 議案第73号指定管理者の指定について少々お伺いいたします。

こちら、宇賀交流拠点施設は、旧宇賀小学校でございましたけれども、ある日突然グラウンドの中に木が立ったと、1本。ということで、それまで小学生が野球等して遊んでいたんですけども、ある日突然できなくなったということで、小学生が悲しい思いをされていらっしゃるというようなことをお伺いしております。

三次市の指定管理制度としては、まずこの改良、預かった施設の改良については、市への相談等あって許可するような制度になっているのか、指定管理者がもう預かった施設は改良等としてもいい、何かを設置するということなどはもう指定管理者に任されていらっしゃるということでもよろしい、そういう考えなのかどうかお伺いいたします。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 指定管理者が施設の現状を変更しようとする場合は、施設そのものは市の所有でございますし、公共施設でございますので、基本的には市へ相談をしていただくということになると理解しております。

ただ、いわゆる軽易なもの、グラウンドの中に木というのは、それでグラウンド全体がどのように使えるかというふうなこともなりますけども、いわゆる軽易なもの、例えば看板を少しつくるとかというふうなことはあると思いますが、基本は、いわゆる現状変更をする場合は市へ御相談をしていただいて、その中で決定をしていくということでございます。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) 今回は、その木を設置するということは三次市に相談があったのかということと、本来、合議とか、指定管理者が確かに管理してますけど、地域とかの合議はする必要はないという認識でよろしいかどうか、制度としてですよ、いい悪いじゃなくって、制度は

その認識でよろしいかどうかを三次市の指定管理者制度全般のお考えお伺いします。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 今回の宇賀交流拠点施設のグラウンドに木がというのは、この施設を整備をする、前段の話でございますので、詳細はちょっとつまびらかに私は承知はしておりません。

もう一点の点につきましては、基本的には指定管理者が責任を持って管理をしていくわけですから、その指定管理者としての協議の中で方向性を定めるということが原則でございますが、当然その地域にある施設でありますので、そこは指定管理者が地域のニーズでありますとか合意でありますとかということも当然踏まえた上で、現状変更等については協議をしていただかないといけないと思っております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、議案第71号と議案第72号に関して1点質問させていただきたいと思いますが、まず三次市の外部監査契約に基づく監査に関する条例を見てみますと、いわゆる個別外部監査契約に基づく監査ができる内容として、市民の要求によるもの、それから議会の要求によるもの、首長の申し出によって監査が求められることができるものとありますけれども、今回市長の求めることについての内容だろうと思っておりますけれども、その中で言うと、いわゆる市が財政的な援助をしておるもの、いわゆる補助金等を出しておるもの、あるいは市が借入金等の元金とか利子を損失補償しておるもの、あるいは施設の管理を行わせているもの、それから市が出資しているもの等を特に認めておるところであります。

しかしながら、この議案第72号で見させていただくと、今回の想定が株式会社広島三次ワイナリーということになりますと、ここで言う市が出資しているいわゆる団体ということになると思っておりますけれども、そこで認められていますのは、市が出資しているもので、法第199条7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るものというふうに限定をしておるわけでありまして、今現在私が考える限り、広島三次ワイナリーには補助金等の支出もありませんし、いわゆる施設等も全て株式会社広島三次ワイナリーの所有であるというふうに思っておりますので、この監査に係るいわゆる調査でありますとか内容が、いわゆる出資に係るものに限定されるんじゃないかというふうに思うんでありますけれども、その中身についてお聞かせいただきたいのと。

そうであるならば、議案第72号のいわゆる契約金額の350万円を上限とするという金額が余りにも高過ぎるというふうに思うわけでありまして、そのことについてお聞かせいただきたいと思っております。

(監査事務局長 伊川文雄君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 伊川監査事務局長。

○監査事務局長（伊川文雄君） 今の出資団体でございまして、出資にかかわる事務の執行で、当該収支に係る事務だということではないかということでございますが、出資に係る監査ということで経営全般の監査も可能であるということがございますので、そういうことから、一般的な出資にかかわることにはあるんでありますが、一般的な経営全般についての監査も可能であるというふうに私どもは理解をしております。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 法的なことでありますから、しっかり、監査事務局の判断ではなくて、法的な判断をしていただくことと、これは委員会のほうでしっかり議論をしていただくようにお願いをしたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案4議案を総務常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第75号 平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第76号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第77号 平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第78号 平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第82号 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第83号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第84号 平成24年度三次市病院事業会計決算認定について  
議案第85号 平成24年度三次市水道事業会計決算認定について

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第75号から議案第85号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第75号から議案第85号までの議案11件



について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第75号平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額401億3,573万8,102円、歳出総額388億4,432万7,505円、歳入歳出差し引き残額は12億9,141万597円で、このうち翌年度への繰越事業46件に係る繰越財源2億6,391万3,000円を控除した実質収支は10億2,749万7,597円であります。

まず、歳入から主なものを御説明申し上げます。

歳入歳出決算書2ページをお開きください。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて67億2,411万4,296円、これは昨年度決算に比べ258万2,030円、率にして0.04%の増となりました。

地方交付税は、普通交付税153億9,706万2,000円、特別交付税18億2,789万4,000円、合わせて172億2,495万6,000円、昨年度決算に比べ1億5,610万8,000円、0.9%の減となりました。

国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金、合わせて35億4,367万9,004円、昨年度決算に比べ4億6,961万1,302円、11.7%の減となりました。

県支出金は、県負担金、県補助金及び委託金、合わせて21億5,412万933円、昨年度決算に比べ2億360万3,916円、8.6%の減となりました。

市債は、市民ホール建設事業債、道路新設改良事業債など、合わせて59億8,681万4,000円、昨年度決算に比べ8億2,185万7,000円、12.1%の減となりました。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は、3億806万4,505円、主な内容は、議員人件費、議会運営に係る経費であります。

総務費は、62億1,699万2,019円、職員人件費のほか、基金積立金、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、自治活動の支援に係る経費などであります。

民生費は、89億6,041万8,269円、高齢者福祉、障害者福祉などの社会福祉費、保育所運営などの児童福祉費、生活保護扶助に係る生活保護費であります。

衛生費は、27億2,352万7,053円、健康推進、環境保全、じんかい処理に係る経費などであります。

労働費は、1億9,924万8,909円、生活応援融資貸付金、職業訓練委託事業などであります。

農林水産業費は、21億6,062万565円、中山間地域等直接支払交付金などの農業振興費、小規模農業基盤整備事業などの耕地費、林道整備事業などの林業費であります。

商工費は、7億3,436万1,209円、融資預託関係事業、工場立地促進、観光交流推進事業などであります。

土木費は、46億4,507万5,751円、市道・県道の新設改良、道路橋梁の維持管理、三次駅周辺整備、上原願万地線整備及び土地区画整理の各事業などであります。

消防費は、13億8,923万1,001円、備北地区消防組合負担金、消防団、防災に係る経費などであります。

教育費は、28億6,601万6,003円、耐震化等の学校施設整備、小学校・中学校の管理運営費、

学校給食費、文化振興などの社会教育費及びスポーツ振興事業経費などであります。

災害復旧費は、8,758万5,385円、農林水産施設災害、土木施設災害の復旧に係る経費であります。

公債費は、元金及び利子77億7,948万3,085円であります。

最後に、諸支出金は、7億7,370万3,751円、土地開発公社等の経費であります。

次に、議案第76号平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額70億4,383万4,264円、歳出総額63億5,789万614円、歳入歳出差し引き残額6億8,594万3,650円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金などであります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金などあります。

国民健康保険は、被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が高いなどの構造的な課題を抱えていることなどにより、税収は伸びず、反面、高度医療技術の進歩等により医療費は年々増加しており、財政面では引き続き厳しい状況にあります。

今後も、医療費適正化事業や保健指導の充実、保険税収納の取り組み強化によって国保財政の安定的な運営を図ってまいります。

次に、議案第77号平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

26ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額1億7,801万9,920円、歳出総額1億6,761万5,659円で、歳入歳出差し引き残額1,040万4,261円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、診療収入、一般会計などからの繰入金などあります。

歳出の主なものは、医業費など、診療所4カ所及び歯科診療所2カ所の運営に関するものがあります。

引き続き、地域の医療機関として安全・安心な地域づくりに寄与するため、医療の充実確保を図ってまいります。

次に、議案第78号平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

32ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額68億8,163万2,591円、歳出総額68億2,191万6,543円で、歳入歳出差し引き残額5,971万6,048円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、一般会計からの繰入金等あります。

歳出の主なものは、介護サービス、介護予防サービス等に係る保険給付費、介護予防支援事業、包括的支援事業に係る地域支援事業費等あります。

引き続き、介護保険事業の健全な運営とサービスの質の向上及び介護予防の推進に努めると

ともに、第6期高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画に基づいた事業を着実に実施してまいります。

次に、議案第79号平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額7億6,746万2,115円、歳出総額7億5,186万801円で、歳入歳出差し引き残額1,560万1,314円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

次に、議案第80号平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

48ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに39万8,368円で、歳入歳出差し引き残額は0です。

歳入歳出の内訳は、三次市土地開発基金の運用益に係るものです。

次に、議案第81号平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに22億1,717万5,463円で、歳入歳出差し引き残額は0です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計からの繰入金などです。

歳出の主なものは、下水道運営費、下水道事業費などです。

実施しました主な事業は、三次処理区の十日市下原・中原・上原地区並びに南畑敷町の面整備及び三次水質管理センター増設工事の着手、三良坂処理区の駅前地区周辺の面整備であります。

特定環境保全公共下水道事業では、布野処理区において水質管理センターの基本設計を行いました。

次に、議案第82号平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに9億2,491万917円で、歳入歳出差し引き残額は0です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計などからの繰入金です。

歳出の主なものは、事業費、公債費などです。

実施しました主な事業は、和知地区の管渠布設工事、中継ポンプ所設置工事及び浄化槽整備工事です。

次に、議案第83号平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

66ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに9億969万1,769円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入の主なものは、水道使用料、一般会計からの繰入金などであります。

歳出の主なものは、水道運営費、水道建設費などあります。

実施しました主な事業は、君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町において老朽管の更新、配水管の布設、薬品注入施設の設置、配水池の築造及び加圧ポンプ所の築造の工事などを行いました。

次に、議案第84号平成24年度三次市病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計決算書1ページをお開きください。

平成24年度は、全国的な医師不足等により地域医療の崩壊が危ぶまれている中、市立三次中央病院は医師数の増員を図ることができました。

また、感染防止対策等に取り組み、収益を確保する一方で、地域医療支援病院として、地域のかかりつけ医と相互の機能分担と連携の推進、全身用エックス線CT診断装置等の導入を初めとした医療レベル、質の向上を推進しました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は82億3,836万8,998円、支出決算額は79億6,044万3,782円で、収入支出差し引き額は2億7,792万5,216円となり、この収支額から消費税及び地方消費税の税抜き処理を行った結果、当該年度決算での純利益は2億7,713万5,203円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は13億3,567万9,673円、支出決算額は14億7,317万3,355円で、収入額が支出額に対して1億3,749万3,682円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに同過年度分をもって補填をしております。

最後に、議案第85号平成24年度三次市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計決算書1ページをお開きください。

水道事業では、安全で良質な水の安定供給を目的に、給水区域の拡張及び老朽管路の更新を計画的に推進しています。

平成24年度は、第4期拡張事業による給水区域拡張に伴う配水管布設、緊急時の水の確保のため、向江田配水池への緊急遮断弁設置、老朽管更新などの事業を実施しました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は9億3,107万5,793円、支出決算額は8億9,188万7,953円、収入支出差し引き額は3,918万7,840円となり、この収支額から消費税及び地方消費税の税抜き処理を行った結果、当年度決算での純利益は1,484万199円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は6億8,032万5,950円、支出決算額は10億7,677万4,091円で、収入額から支出額に対して3億9,644万8,141円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填をしております。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外10議案については、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第75号外10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第86号 平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

議案第87号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第88号 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第89号 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第90号 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第91号 平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第86号から議案第91号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第86号から議案第91号までの議案6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第86号平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ14億5,699万5,000円を追加し、補正後の総額を402億9,317万2,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、減債基金積立金5億2,000万円ほか4基金への積立金、合わせて8億5,445万円及

び償還金利息及び割引料3,305万5,000円など、合わせて8億9,948万3,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援システム改修業務委託料498万8,000円を追加、保育業務委託料4,445万1,000円を減額するものの、臨時職員賃金1,770万9,000円、賄い材料費546万6,000円を増額するなど、合わせて1,377万8,000円を減額。

衛生費は、LED防犯灯設置等補助金300万円を増額するなど、合わせて564万9,000円を追加。

農林水産業費は、農業交流連携拠点施設整備事業として1億6,080万円を追加、林道改良工事480万円を増額するなど、合わせて1億6,760万5,000円を追加。

土木費は、市道などの修繕工事費8,000万円、道路新設改良工事費1億3,000万円、土地区画整理工事費7,000万円を増額するなど、合わせて3億8,050万円を追加。

消防費は、防火水槽新設工事費523万6,000円を追加。

教育費は、教育振興学校備品購入費430万円を追加。

災害復旧費は、6月19日から20日にかけての梅雨前線豪雨による農地災害復旧費800万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、農林水産施設災害復旧費分担金200万円を追加。

使用料及び手数料は、保育施設等使用料60万円を減額。

国庫支出金は、循環型社会形成推進交付金及び社会資本整備総合交付金を減額するものの、地域の元気臨時交付金6億3,630万円、道整備交付金、学校施設環境改善交付金などを増額し、合わせて5億1,845万8,000円を追加。

県支出金は、道整備交付金事業補助金などを減額するものの、森林環境保全整備事業補助金、災害復旧費県補助金を増額するなど、合わせて952万1,000円を追加。

財産収入は、道の駅、三次ケーブルビジョン、広島三次ワイナリーの出資配当金、合わせて275万円を追加。

繰越金は、前年度繰越金7億9,246万7,000円を追加。

諸収入は、三次市土地開発公社解散清算金、広島県観光連盟助成金など、合わせて340万6,000円を追加。

市債は、じんかい処理施設整備事業債、学校施設整備事業債を減額するものの、過疎地域自立促進事業債、土地区画整理事業債、臨時財政対策債などを追加し、合わせて1億2,899万3,000円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、宇賀交流拠点施設に係る指定管理料ほか2件を追加。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、過疎地域自立促進事業ほか1件について追加を、じんかい処理施設整備事業ほか6件について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第87号平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）につい

て御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,581万円を追加し、補正後の総額を66億8,981万5,000円にしようとするものであります。

主な内容は、退職者医療療養給付費等交付金過年度分返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第88号平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ362万5,000円を追加し、補正後の総額を1億5,417万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、君田診療所の事務機器の更新に要する経費を追加しようとするものであります。

次に、議案第89号平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,481万2,000円を追加し、補正後の総額を71億2,901万7,000円にしようとするものであります。

主な内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費・地域支援事業等の国庫支出金等過年度分返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第90号平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,560万1,000円を追加し、補正後の総額を8億611万6,000円にしようとするものであります。

主な内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する平成24年度保険料負担金精算額を追加しようとするものであります。

最後に、議案第91号平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、業務の予定量、資本的収入及び支出について変更しようとするものであります。

第2条業務の予定量の補正につきましては、建設改良計画のうち資産購入について556万5,000円増額し、3億4,056万5,000円にしようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入の総額を500万円増額し、5億8,982万6,000円に、資本的支出の総額を556万5,000円増額し、10億2,145万4,000円にしようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）外5議案については、予算決算常任委員会において審議することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第86号外5議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第1号 消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について

陳情第3号 TPP交渉からの撤退を求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第9、請願1件及び陳情1件を一括議題といたします。

今期定例会において受理した請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。ただいま議題となっております請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について、陳情第3号TPP交渉からの撤退を求める意見書の提出についてを総務常任委員会に付託をいたします。

これより決算に関する総括説明及び決算審査総体説明に入ります。

ここで監査委員であります杉原議員には一旦退席を願います。

〔15番 杉原利明君 退席〕

○議長（沖原賢治君） それでは、田邊代表監査委員、杉原監査委員に入場をしていただきます。

〔代表監査委員 田邊宣昭君・監査委員 杉原利明君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 市長から決算に関する総括説明

○議長（沖原賢治君） 日程第10、増田市長から決算に関する総括説明を受けます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 平成24年度の三次市一般会計決算について御説明を申し上げます。

平成24年度における我が国の政治経済は、復興需要などの影響により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られましたが、その後世界経済の減速を背景に景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況にありました。

こうした状況に対し、平成24年12月に発足した第2次安倍内閣は、平成25年1月に日本経済再生に向けた緊急経済対策を打ち出し、本市においても平成25年3月に補正予算を計上し、積極的に経済対策を実施しております。

市政の運営においては、三次市行財政改革大綱及び三次市行財政改革推進計画の着実な取り



組みの中で財源確保や経費削減に努め、新市まちづくり計画、実施計画、財政計画に基づき、道路、上下水道などの生活基盤整備、市民ホールなどの都市基盤整備などを重点的に行いました。

基金については、財政調整基金へ約6億円を積み立てるなど、後年度の負担軽減のための財源確保を図りました。

決算の概要について申し上げますと、一般会計の歳入総額は401億3,574万円、歳出総額は388億4,433万円で、歳入歳出差し引き残額は12億9,141万円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源2億6,391万円を除いた実質収支は、10億2,750万円の黒字であります。

決算数値を見ますと、歳出総額は、市民ホール建設事業、三次駅周辺整備事業などの事業を推進しましたが、平成23年度で国の経済対策事業や斎場建設事業の終了などにより、前年度比較で5.6%減の決算となりました。

一般会計に係る基金総額は、平成24年度末で137億178万円となり、前年度に比べて7億8,361万円の増額を行いました。

主な財政指標を見ますと、経常収支比率は92.8%から94.0%となりましたが、実質公債費比率は13.7%から13.1%に、将来負担比率は93.1%から69.6%に改善しております。

次に、決算に係る事業の概要について、三次市総合計画の施策項目ごとに御説明を申し上げます。

子どもの分野では、乳幼児等医療費助成事業や不妊治療費事業の拡充など、引き続き安心して産み育てることのできる総合的な子育て支援体制の充実を図りました。

また、本市における保育所の規模適正化や、多様な保育環境のあり方に関する基本的な方針となる三次市立保育所規模適正化基本方針を策定しました。

子鹿医療療育センターの児童発達支援事業所の開設に向けて、子ども発達支援センターからスタッフを派遣しました。

教育では、三次市小中一貫教育基本構想学びの風土づくりプランに基づき、中学校区の小・中学校を目指す目標を共有し、協働し、継続性・発展性をもって児童・生徒の育成を図る取り組みを進めました。

施設整備の面からも、三良坂小中一貫校の基本設計、実施設計、用地購入を行いました。

また、安全・安心で確かな学校環境を実現するため、学校施設の耐震化や学力向上事業などを計画的に進めました。

健康・福祉の分野では、住みなれた地域で誰もが健康で生きがいを持ち安心して暮らせるよう、いきいき・ともえプロジェクトの活動を展開する中、運動を中心とした健康教室の開催や介護予防事業を実施しました。本市の健康づくりをさらに推進するため、第2次三次市健康増進計画を策定しました。引き続き食育を総合的かつ計画的に推進するため、第2次食育推進計画を策定しました。

また、高齢者や障害者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、介護予防と自立支援

を目的とした元気ハツラツ教室など在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、引き続き障害福祉サービスの利用者負担の軽減やオストメイト対応トイレの整備を行いました。難聴者の社会参加を一層促進するため、三次市福祉保健センター4階ふれあいホールに難聴者用磁気誘導無線、いわゆる磁気ループを整備しました。

医療では、安心して充実した医療サービスを受けることができるよう、市立三次中央病院では、地域医療支援病院として、地域のかかりつけ医の先生方と相互の機能分担と連携を推進し、地域完結型医療を提供できるよう体制の充実に努めるとともに、医療機器の充実に努めてまいりました。また、市民の皆さんに安心して受診していただけるよう、国民健康保険財政の安定化に努めてまいりました。

文化・学習の分野では、三次市まち・ゆめ基本条例の普及に努め、まちづくりサポートセンターの機能を生かし、住民自治組織の地域まちづくりビジョンの実現に向けた支援を行いました。また、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金、がんばる地域支援事業補助金を創設し、地域資源を活用して頑張る市民の皆様を支援しました。

芸術文化の面では、奥田元宋・小由女美術館を初めとする4館で連携を図りながら美術館事業を展開しました。

市民の芸術文化活動の拠点施設である市民ホールの用地買収や敷地造成、管理運営計画策定のためのワークショップを行いました。

国際交流の面では、大韓民国慶尚南道泗川市との姉妹都市提携10周年を記念した答礼訪問団の受け入れや、中華人民共和国四川省雅安市雨城区との友好都市提携20周年を記念した公式訪問団の受け入れをしました。

男女共同参画社会への意識啓発や学習機会の提供を行うとともに、平和祈念事業として、広島平和公園に手向けられた折り鶴を活用した灯籠の作成を行い、平和のとうとさを再認識しました。

次に、スポーツの面では、スポーツの振興とスポーツを通じた交流人口の拡大を図るため、市内の小・中学生スポーツクラブ等の運営や大会を支援する「スポーツのまち三次」活動支援事業を行いました。

また、みよし運動公園に、子どもや子育て世代が交流の場として活用できる大型遊具、休憩所などの整備を行いました。

産業・経済の分野では、観光施策の面では、官民一体となったオール三次観光推進チームを設置し、全市的な観光戦略を組み立て、観光情報の一元的な収集、発信の仕組みづくりを整え、ロゴマークの選定や各機関・団体と連携を図りながら観光振興に努めました。

また、中国横断自動車道尾道松江線の松江自動車道の開通に伴い交通量の激減する国道54号の活性化を図るため、道の駅ゆめランド布野の改修工事を行いました。

農林業施策では、意欲ある担い手や後継者の育成、経営の効率化を目指し、集落法人設立加速化支援事業、担い手経営強化モデル事業などの支援を行いました。

中山間地域等直接支払交付金事業、鳥獣被害防止対策事業や、さらなる地域農業の振興を図

るため、農業基盤整備を初めとする各種事業を実施してまいりました。

商工業の面では、平成20年度から実施してきた国・県の交付金を活用した緊急経済対策事業、雇用対策事業に取り組み、切れ目のない経済対策を行ってまいりました。また、雇用拡大を図るための企業誘致活動、空き店舗出店支援事業、チャレンジショップ運営支援事業を初めとする商工業の振興を行いました。

環境の分野では、地球温暖化防止など環境に対する市民意識の啓発として、スクールエコ活動「見える化」支援事業や小水力発電装置実証実験を行うなど、市民と行政が一体となった環境保全活動を行いました。

また、防犯環境の向上とCO<sub>2</sub>削減等のため、LED防犯灯整備補助を行いました。

防災力を高め、地域の安全・安心にかかわる情報の伝達体制を確立するため、防災情報等システム構築にかかわる基本計画を策定しました。

放射線に対する市民の皆様の関心が高まっていることから、放射線測定器を設置し、測定した数値を定期公表しました。

地域生活交通の利便性向上及び効率化を図るため、地域公共交通再編のための調査検討を行い、今後の方向性に関する基礎事項について取りまとめました。

過疎地有償運送さくぎニコニコ便、市街地循環バスくるるん、三次市民タクシーなどに支援を行い、市民の日常生活に必要な地域内の移動手段を確保しました。

また、中国横断自動車道尾道松江線の三次東ジャンクションインターチェンジから吉田掛合インターチェンジまでの間が供用開始され、沿線の雲南市、庄原市とともに開通記念イベントを実施しました。

市街地では、願橋の完成により、都市計画道路上原願万地線が全線開通しました。

都市の分野では、三次駅周辺整備事業については、南北自由通路が完成しました。

みらさか土地区画整理事業においては、橋梁設計などを行い、三次町活性化検討事業においては、市民のワークショップによる三次地区のまちづくりを考える会において今後のまちづくりの目標と方向性が共有されました。

交流・定住対策として、三次ならではの地域資源を活用した交流促進のため、みよし田舎ツーリズム協議会を設立しました。引き続き、空き家バンク事業、地域おこし協力隊事業などに取り組み、U I J ターンを促進しました。

市民ニーズに対応した行政サービスを提供し、市民生活のセーフティーネットとしての役割を果たすため、三次市新庁舎建設基本計画に基づき、新庁舎の建設事業を進めました。

また、少子・高齢化、人口減少を初めとする社会状況に対応していくため、新たな総合計画の策定に着手しました。

これからの激変する財政状況に対応し、将来の三次市民に夢の持てる幸せな地域を引き継ぐため、三次市行財政改革大綱及び三次市行財政改革推進計画に基づき行財政改革を推進するとともに、行政の透明性を確保し監査機能の強化を図るため、個別外部監査を行いました。

今後とも、十分に施策や事業を厳選し、着実かつ速やかに取り組むとともに、行財政運営の

健全化に努めてまいり所存でありますので、議会を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で総括説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 11 監査委員から決算審査総体説明

○議長（沖原賢治君） 日程第11、田邊代表監査委員から決算審査総体説明を受けます。

（代表監査委員 田邊宣昭君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 田邊代表監査委員。

〔代表監査委員 田邊宣昭君 登壇〕

○代表監査委員（田邊宣昭君） 本市の代表監査委員の田邊宣昭でございます。

議員の皆様方におかれましては、三次市民の代表といたしまして、平素より市民の安全・安心のために、また市民の声が届く施策となりますよう日々御尽力いただいておりますことに対しまして敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、平成24年度の一般会計歳入決算等につきまして審査いたし、その執行状況等につきまして杉原利明委員と合議いたしましたので、両名を代表いたしまして私のほうより御報告をさせていただきます。

まず、審査の概要について報告させていただきます。

審査の対象は、平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算及び三次市国民健康保険特別会計外7つの特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書、三次市各基金運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率報告書、平成24年度三次市水道事業会計及び病院事業会計であります。

審査の期間は、平成25年7月17日から8月20日まででございます。

審査の方法といたしましては、大きく2種類の決算等について審査を行いました。まず第1に、平成24年度各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、2つ目は健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてでございます。

まず、平成24年度各会計歳入歳出決算書等についてですが、次の4つをポイントに審査いたしました。第1に、関係法令に準拠して調製されているか、2つ目は、会計処理が適正に行われているかどうか、3つ目は、決算書等の計数が証拠書類に符合しているかどうか、4つ目は、予算は適正に執行されているかということでございます。

続きまして、健全化判断比率及び資金不足比率報告書におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査として適正に作成されているかどうかを確認いたしました。

審査の際、必要に応じて関係職員からの説明と資料の提出を求め、これらを審査の参考とい

たしたところでございます。

なお、現金・預金残高並びに証拠書類等の確認につきましては、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて本審査を行ったものでございます。

審査の結果につきましては、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であると認められます。

その状況並びに審査意見は、次に述べるとおりでございます。

各会計の数値及び計数等の報告につきましては、お手元の意見書のとおりでございます。

それでは、総体的な意見を述べさせていただきます。

先ほど来、市長さんとの報告と重複するところがあるかと思えます。

三次市の財政状況を示す各指標は、高ければ高いほどよいとする、財政力の強弱を示す財政力指数が0.331、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94%、公債費やそれに準ずる義務的財政負担の状況をあらわす実質公債費比率は13.1%となっております。

財政健全化法に示されている健全化判断比率のうち、実質公債費比率は13.1%と、早期健全化基準の25%を11.9ポイント下回り、また地方債残高のほか一般会計が将来負担すべき実質的な負担を捉えた比率である将来負担比率は69.6%と、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。両比率とも健全な段階にあると言えます。

これらの財政健全化法における公表すべき指標は、いずれも基準値内にあるとはいうものの、今後市税等の自主財源あるいは地方交付税等の依存財源の確保がともに厳しさを増すことが予測されるため、さらなる財政の健全化と透明化に向けた取り組みを行われるよう要望いたします。

これら指標に大きく影響を与える一般会計・特別会計を合わせた市債現在高は794億円強と、昨年度末に比べて1.7%減少したものの、依然として多額でございます。今後の市債発行につきましては、引き続き計画的な管理を行うとともに、管理経費等の削減に努め、後年度負担の軽減に取り組まれるよう切望するものでございます。

また、地方交付税の大幅な削減時期が迫り、現状の財政運営は困難と予測されます。

一般会計・特別会計及び公営企業会計のみならず、一部事務組合を含めた本市全体の財政及び実質公債費比率あるいは将来負担比率などの健全化指標の動向に注視することに加え、行政評価システムなどの活用により歳出全般の徹底した取捨選択を行い、最少の経費で最大の効果が上がる諸施策を展開されるよう望むものでございます。

あわせて、財政基盤強化のため、市税等の自主財源の収納率の向上を図るとともに、一層の自主財源の確保に取り組まれるよう切望いたします。

次に、公営企業会計でございます。

まず最初に、水道事業でございますけれども、当期の純利益は1,484万199円と、前年度と比較して437万円余り、率にして41.8%増加しております。これは、収益面におきましては、給水収益や施設分担金が増加し、費用では企業債の支払い利息などが減少したことによるもので

ございます。

有収率は84.7%で、前年度と比較して2ポイント低下しているため、引き続き漏水調査、管路診断に万全を期していただくよう要望いたします。

業務の民間委託及び人件費の削減等により経常費用の削減に努められておりますが、拡張事業及び老朽管更新等の設備投資需要に伴い減価償却費が増大する一方、水道料金体系は据え置かれているため、1立米当たりの販売価額が販売原価を下回り、販売損を生じる一因となっております。

給水戸数は1.8%、給水人口は1.7%と、いずれも前年度と比較して増加はしておりますが、市民・企業の節水意識の向上や節水器具の普及等により、給水収益の増収は見込めない状況にあります。

また、今後においては、簡易水道施設の上水道への統合も予定されていることから、事業運営に当たっては、従来にも増して公営企業の経営意識に徹し、中・長期的な水需要を的確に把握するとともに、事業経営の総点検を行い、コストの削減と収益確保に努めていただきたいと思います。

これからも、多様化する住民ニーズや社会情勢あるいは自然環境に柔軟かつ迅速に対応しつつ、平成21年度に策定された三次市地域水道ビジョンに基づき、独立採算の原則から、水道料金の改定等も視野に入れ、将来にわたって安全で良質な水を安定して提供するため、引き続きの効率的な運営を強く望むものでございます。

続きまして、病院事業会計でございます。

病院事業をめぐる環境は、深刻な医師・看護師不足、急速な高齢化の進展などにより厳しい状況が続いております。

こうした状況下、市立三次中央病院では、患者中心の良質な医療サービスを効率的に提供することを重点課題として諸施策に取り組まれておられます。

医療スタッフにつきましては、医師数を増員し診療体制の充実を図られ、看護師については、看護師配置基準7対1を目標に、継続して増員に向けて取り組まれておられます。

県北地域の拠点病院として安心・安全な医療を提供するためにも、収益確保・安定経営維持のためにも、医療スタッフの確保と充実は重要な課題であります。今後も最善を尽くされるよう要望いたします。

患者数の動向についてでございますが、前年度に比べ、入院患者数は年間延べ11万5,265人で、2,166人、率にしまして1.8%の減少、外来患者数は年間延べ18万1,402人で、1,090人、率にしまして0.6%の減少となっておりますけれども、当期の決算におきましては2億7,713万5,203円の利益を計上されましたことは大いに評価できるものでございます。

なお、市立三次中央病院は地域がん連携拠点病院としても大きな役割を担われており、当年度は最新機器を導入し、がん診療機能の充実を図られております。

今後も、施設設備の改修や更新、医療機器の更新に伴う経費などの多額な費用が必要となってまいります。それらを十分に精査され、計画的に実施されるとともに、県北地域の拠点病院

として、患者や地域の声に耳を傾けながら、「私たちは地域の皆様から信頼され親しまれる病院を目指します」の基本理念のもとに安定経営の持続に努められるよう要望いたします。

以上、平成24年度各会計決算審査について意見を申し述べさせていただきました。

終わりに当たり、今後三次市におかれましては、新しくつくられる三次市総合計画を基本理念とし、三次市財政計画及び実施計画を指標としながら、定住人口や交流人口の増加あるいは安全で安心な住みよいまちづくりにリーダーシップを発揮して取り組まれること、市民のニーズを的確に見きわめ、財源の重点的かつ効率的な配分で市民が夢と希望を持てる三次市を実現されることを強く望む次第でございます。

また、議員の皆様方におかれましても、三次市の行財政運営に一層の監視をお願いいたします。私の報告とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

監査委員には、大変お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上で本日の日程は全て終了いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時 8分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年 9月 6日

三次市議会議長 沖 原 賢 治

会議録署名議員 須 山 敏 夫

会議録署名議員 吉 岡 広小路